

社会福祉法人赤塚福祉会 幼保連携型認定こども園

赤塚こども園

園則(兼運営規程)

社会福祉法人赤塚福祉会 幼保連携型認定こども園

赤塚こども園 園則(兼運営規程)

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人赤塚福祉会が設置する幼保連携型認定赤塚こども園(以下「本園」という)は認定こども園として義務教育及びその後の教育の基盤を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られる様適切な環境を提供しその心身の発達を助長すると共に保護者に対する子育ての支援を行う事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 本園は子どもの意思及び人格を尊重して 常に子どもの立場に立って教育・保育を提供するよう努める。

2 本園は地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い 地方公共団体、小学校他の教育・保育施設、地域こども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設等又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との十分な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定赤塚こども園
- (2) 所在地 新潟市西区赤塚2783-2番地

(入園資格)

第4条 本園に入園する事が出来る者は、満3歳から小学校就学の始期に達する迄の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号以下「支援法」という。)その他の関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年告示)等に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(子育て支援)

第6条 本園における保護者に対する子育ての支援は保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に 子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 本園は教育・保育に関する専門性を十分に活用し子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育・保育に対する需要に照らし当該地域において実施する事が必要と認められるものを保護者の要請に応じ適切に、提供し得る体制の下で行うものとする。

3 本園は保護者に対する子育ての支援において地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種 員数及び職務の内容)

第7条 本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。但し職員の配置については新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編成職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第58号

以下「市設備基準条例」という)で定める配置基準以上とする。なお員数は入所人数等により変動する事がある。

(1) 園長 1名

園長は園務をつかさどり所属職員を監督する。

(2) 副園長 1名

副園長は園長を補佐し園務を整理し必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

又園長に事故がある時はその職務を代理し園長が欠けた時はその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は園長及び副園長を補佐し命を受けて園務の一部を整理し並びに園児の教育・保育をつかさどる。

(4) 保育教諭 必要な員数

保育教諭は教育課程及び保育課程に基づき園児に教育・保育を一体的に実施する。

(5) 栄養士 1名

栄養士は新潟市管理栄養士が立案した献立表に基づき園の子ども達の栄養管理に努め補食の立案 おたよりを通して保護者子どもへの食育に関する活動を行う。

(6) 調理員 若干名

調理員は献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 嘱託医 1名

嘱託医は園児の心身の健康に関し職員及び保護者への相談及び指導を行うと共に春/秋の健康診断を行う。

(8) 嘱託歯科医 1名

嘱託歯科医は園児の心身の健康に関し職員及び保護者への相談及び指導を行うと共に年1回の歯科検診を行う。

(9) 嘱託薬剤師 1名

嘱託薬剤師は園の環境衛生の維持改善に関し指導及び助言等を行う。

(10) 事務職員 1名

事務職員は園の運営管理に必要な事務処理・経営処理を行いつつ

園内外の環境整備 保護者への事務説明等を行う。

(学年及び学期)

第8条 本園の学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月16日 最低600時間(1号新入園児は4月4日～8月12日迄)

第2学期 8月17日から12月28日 最低600時間(1号は8月17日から12月28日迄)

第3学期 1月4日から3月31日 最低300時間(1号は1月4日～卒園式迄)

(教育・保育の提供を行う日)

第9条 本園の教育・保育を提供する日は月曜から土曜までとする。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども(以下「1号認定子ども」と言う)への教育・保育の提供については前項に関わらず次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 年末休日(12月29日から12月31日)

(4) 年始休日(1月1日から1月3日)

3 支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号認定子ども」という)及び同法同条同行第3号の子ども(以下「3号認定子ども」という)への教育・保育の提供については第1項に関わらず次の休業日を加える。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年末休日(12月29日から12月31日)

(3) 年始休日(1月1日から1月3日)

4 本園は全3項の規定に関わらず教育・保育の提供を行う上で必要がある時またはやむを得ない事情がある時にはあらかじめ保護者に情報提供を行い前項に規定する休業日に教育・保育を提供する事がある。

5 本園は第1項から前項迄の規定に関わらず非常災害その他急迫の事情がある時は教育・保育の提供を行わない事がある。

(教育・保育の提供を行う時間)

第10条 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間(7時間)

本園が定める次の時間帯とする。

月曜日から金曜日 午前9時00分から午後4時00分までとする。

但し本園が定める教育時間(7時間)以外の時間帯においてやむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は開所時間内において預かり保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

本園が定める次の時間帯の範囲内で保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時30分迄とする。

土曜日 午前7時30分から午後5時00分迄とする。

但し本園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯においてやむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は開所時間内において延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

本園が定める次の時間帯の範囲内で保育短時間認定を受けた支給認定保護者が教育・保育を必要とする時間とする。

月曜日から土曜日 午前8時から午後4時00分迄とする。

但し本園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯においてやむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は開所時間内において延長保育を提供する。

(4) 開所時間

本園が定める開所時間は次のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前7時30分から午後7時00分迄とする。

土曜日 午前7時30分から午後5時00分迄とする。

(利用料その他の費用)

第11条 支給認定保護者は支給認定保護者の住居する市町村長が定める利用料を本園に支払うものとする。

2 前項に定めるものの他 別表1に掲げる本園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

3 本園は預かり保育の実施に必要な経費の一部について利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。

4 本園は延長保育事業の実施に必要な経費の一部について利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第12条 利用定員は次のとおりとする。

区分	人数
1号認定子ども定員	15名
2号認定子ども定員	30名
3号認定子ども定員	32名
合計	77名

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第13条 本園は市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから本園の利用について申し込みがあった時は次に掲げる理由がある場合を除きこれに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号認定子どもについて利用定員を超える入園申し込みがあった場合は面談を行い下記に掲げる条件/状況を確認の上厳選なる選考を行う。

- (1) 兄弟姉妹が在園している
 - (2) 本園の教育理念・方針を理解し賛同の意思がある
 - (3) 保護者の心身の不調により寄り添いが必要と考えられる
 - (4) 両親の就労により入園を希望しているが2号入園が困難であり入園が必要と認められる
- 3 前項の選考の方法その他の入園に必要な手続きは毎年度募集要項を定めて明示する。
- 4 支援法第42条の規定により市町村が行った利用調整により本園の利用が決定された時はこれに応じる。
- 5 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上利用に係る契約を結ぶものとする。
- 6 本園を利用する子どもが次のいずれかに該当する時は教育・保育の提供を終了するものとする。
- (1) 1号認定子どもから3号認定子どもが小学校就学前子どもの区分に該当しなくなった時。
 - (2) 本園を利用する子どもの保護者から本園の利用に係る取消しの申出があった時。
 - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めた時。
 - (4) その他利用継続において重大な支障又は困難が生じる等入園の継続が適当でない時。

(緊急時等における対応方法)

第14条 本園は教育・保育の提供中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに園児の家族等に連絡をする他 医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は新潟市及び保護者に連絡する等必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第15条 本園は非常災害に関する具体的な計画を立て防災管理者を定め非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に職員に周知すると共に定期的に避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止の為の措置)

第16条 本園は子どもの人権の擁護及び虐待の防止の為次の措置を講じる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体勢の整備
 - (2) 園を利用する子どもに対する職員による虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発の為の職員研修の実施
 - (4) その他虐待防止の為に必要な措置
- 2 前項第2号における虐待等の行為とは新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例56号。以下「市運営基準条例」という)

第25条に規定する行為をいう。

3 本園は教育・保育の提供中に本園の職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第17条 本園は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に本福祉会の福祉サービスに関する苦情解決実施要綱に従い、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員等苦情受付の窓口を設置し保護者等に対して公表すると共に苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は速やかに事実関係等を調査すると共に苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応改善策について記録する。

4 本園は新潟市からの求めがあった場合は新潟市が行う調査に協力すると共に新潟市から指導又は助言を受けた時は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 本園は新潟市からの求めがあった場合は前項の改善の内容を新潟市に報告する。

(安全対策)

第18条 本園は安全かつ適切に質の高い教育・保育を提供する為に事故防止及び事故対応マニュアル並びにアレルギー対応マニュアル等の策定に努め事故を防止する為の体制を整備する。

2 事故発生防止の為に職員に対する研修を実施する。

3 本園は事故の状況及び事故に際して取った処置について記録すると共に事故発生原因を解明し振り返りを行い再発防止のための対策を講じる。

(健康管理・衛生管理)

第19条 本園では園児に対する健康診断を学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施する。

2 本園は感染症又は食中毒が発生し又は蔓延しない様衛生管理を適切に実施し感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第20条 本園は障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して十分な配慮の下保育及び支援を行う。特に保護者に対しては成長に対する正しい認識が出来る様支援を行う。

2 本園は保護者の仕事と子育ての両立等を支援する為保護者の状況に配慮すると共に子どもの快適で健康な生活が維持できる様、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(秘密の保持)

第21条 本園の職員は正当な理由なく業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らす事の無い様必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第22条 本園は教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 教育・保育の実施にあたっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定こども園園児指導要録 | |

当該児童が小学校を卒業する迄の間保存

(学籍に関する記録については20年間保存)

(補則)

第23条 この園則に定めるものの他園の運営管理に関し必要な事項は園長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この園則は平成29年4月1日から施行する。
- 2 保育園規則は廃止する。

附則

この園則は令和元年10月1日から施行する。

附則

この園則は令和5年4月1日から施行する。

別表1（第11条関係）

教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	対象		金額	
給食費	1号認定	副食費	月額 5,500円	
(月曜日～金曜日)	3歳児から5歳児 2号認定	副食費	月額 5,500円	
給食費(土曜日)	3歳から5歳2号認定	食費(おやつ込)	一回	300円
	希望保育1号認定	食費(おやつ込)	一回	300円
絵本代	0歳児から5歳児		420円～550円	
教材費	対象となる学年・子ども		実際に要した経費	
園外活動費	対象となる学年・子ども・保護者		実際に要した経費	

別表2（第11条関係）

教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担

項目	加算基準		金額
預かり保育	平日	午後04時01分～午後06時30分	無料
		午後06時31分～	100円

別表3（第11条関係）

保育標準及び短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担

項目	加算基準			金額
延長保育	平日	短時間	午後04時01分～30分毎	100円
		標準	午後06時31分～	100円
	土曜日	短時間	午後04時01分～30分毎	100円